

中国四国産業保安監督部四国支部
電力安全課

認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証のプラスチックカード化について

日頃より、電気保安行政へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

「電気工事士法施行規則」の一部改正に伴い、令和5年2月1日受付の申請書から認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証をプラスチックカードにて交付いたします。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

<参考>

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令等について（経済産業省ウェブサイト）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-3.html

<お問い合わせ先>

中国四国産業保安監督部四国支部 電力安全課

〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 5 階

TEL:087-811-8586